

平成23年度税制改正（地方税）要望事項

（ 新設 ・ 拡充 ・ 延長 ・ その他 ）

No	29-2	府省庁名 <u>国土交通省</u>
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 事業税(外形) 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他(航空機燃料譲与税)	
要望項目名	航空機燃料譲与税に関する航空機燃料税の譲与割合の引き上げ	
要望内容 (概要)	<p>・ 航空機燃料税の税率の引き下げを行う一方で、航空機燃料税譲与税額の水準を維持するため、航空機燃料税から航空機燃料税譲与税として譲与される額の割合を3年間次のとおり引き上げる。</p> <p>現行 航空機燃料税収入額の2/13 変更後 航空機燃料税収入額の4/15</p> <p>※航空機燃料税の特例措置の内容</p> <p>1 航空機燃料に係る航空機燃料税の税額について、平成23年度から平成25年度まで、15,000円/キログラム（現行26,000円/キログラム）とする。</p> <p>2 沖縄路線航空機に積み込まれる航空機燃料に係る航空機燃料税の税率の特例 租税特別措置法第90条の8に定める沖縄路線航空機に積み込まれる航空機燃料に係る航空機燃料税の税額を、平成23年度から平成25年度まで、7,500円/キログラム（現行13,000円/キログラム）とする。 〈内閣府との共同要望〉</p> <p>3 租税特別措置法第90条の9に定める「特定離島路線航空機」に積み込まれる航空機燃料に係る航空機燃料税の税額について、平成23年度から平成25年度まで、11,250円/キログラム（現行19,500円/キログラム）とする。</p>	
関係条文	航空機燃料譲与税法 第1条・航空機燃料税法 第11条	
減収見込額	(初年度) - (-) (平年度) - (-) (単位: 百万円)	
要望理由	<p>(1) 政策目的 航空自由化の進展、LCCの台頭等によりグローバルなレベルでの競争が激化している中で、我が国航空会社は、高コスト体質の改革に遅れをとり、競争力を低下させている。一方、早ければ平成26年度中にも見込まれる成田の30万回化時点で、主要国との間でオープンスカイが実現する可能性があり、これにより我が国の航空業界も本格的な大競争時代に入突する見込みである。このため、平成23年度～平成25年度を「集中改革期間」と位置付け、我が国航空会社の国際競争力を強化するための取り組みを集中的に実施することとしており、同期間について、航空機燃料税の大幅な軽減を実施しようとしているところである。 航空機燃料譲与税は、航空機燃料税の収入額の2/13に相当する額とされていることから、譲与税額が従前と同水準となるよう譲与割合を引き上げることとする。</p> <p>(2) 施策の必要性 航空機燃料譲与税については、航空機燃料税の一定割合を譲与することとされていることから、航空機燃料税を大幅に軽減する一方、従前と同水準の税収を維持するため、航空機燃料税から空港関係地方自治体に譲与する譲与割合を引き上げる必要がある。</p>	
本要望に対応する縮減案		
		ページ 29-2 — 1

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	
	政策の達成目標	
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	
	同上の期間中の達成目標	
	政策目標の達成状況	
有効性	要望の措置の適用見込み	
	要望の措置の効果見込み (手段としての有効性)	
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	
	予算上の措置等の要求内容及び金額	
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	
	要望の措置の妥当性	

<p>税負担軽減措置等の 適用実績</p>	
<p>税負担軽減措置等の 適用による効果（手段 としての有効性）</p>	
<p>前回要望時の 達成目標</p>	
<p>前回要望時からの 達成度及び目標に 達していない場合の 理由</p>	
<p>これまでの要望経緯</p>	